

第2章 ごみ処理基本計画

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

前章までの状況や課題などを踏まえた上で、市民が暮らしやすくいつまでも住み続けたいと思えるまちづくり、また、本市に住んでいない人でも住んでみたいと思えるようなまちづくりを進める「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」に基づき、本計画の基本理念を「協働による環境にやさしいまちづくり」とします。

協働による環境にやさしいまちづくり

(2) 協働（市民、事業者、市の役割）

《市民の役割》

市民は、これまでのライフスタイルを可能な限り見直し、ごみの発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）の2Rを優先的に取り組むとともに、再生利用（リサイクル）を加えた3Rの促進のほか、きれいなまちづくりに努めるものとします。

《事業者の役割》

事業者は、自らの責任においてごみの減量化・資源化の取り組みを進めるほか、生産、流通、販売等の段階で事業活動スタイルを見直すなど、市民（消費者）とともに、使い捨て容器や食品ロスの削減等に努めるものとします。

《市の役割》

市は、市民、事業者が、ごみ処理の現状や将来について、より一層関心を持つよう分かりやすい情報を発信しながら、協働によるごみの減量化・資源化の取り組みを進めるとともに、安心・安全・安定的なごみ処理体制の確保と施設等の適正な維持管理を行っていくものとします。

また、今後の社会情勢の変化や法制度の変更に応じて、市民や事業者が議論できる環境を整備するものとします。

(3) 基本方針

本計画の基本理念の実現に向け、「環境」・「社会」・「経済」の3つの視点に立って、4つの基本方針を定め、具体的な施策に取り組みます。

基本方針 1 《**2Rを優先した3Rの推進**》

ごみの排出者となり得る全ての者が、発生抑制と再使用に対し関心を持ち、優先して取り組める環境を整え、使い捨て容器や食品ロスの削減を進め、可能な限り環境負荷の低減を図ります。

基本方針 2 《**きれいなまちづくりの推進**》

市民や事業者が、不法焼却（野焼き）や不法投棄のないきれいなまちづくりに取り組むための環境教育や広報機能の充実を図ります。

基本方針 3 《**安心で安定的なごみ処理の推進**》

少子高齢化が進むなどの社会情勢を踏まえ、誰もがごみの処理に困らないよう、安心で安定的なごみ処理体制を確保します。

基本方針 4 《**経済的・効率的なごみ処理の推進**》

これまでの事業に対する費用対効果を検証するなど、各事業の業務内容を見直すことにより、市民や事業者に理解と協力が得られる経済的・効率的なごみ処理を推進します。

2 計画の目標値

本計画では、基準年度を令和元年度とし、目標年度である令和 12 年度における基本理念の実現に向け、市民及び事業者と市の協働により、ごみの発生抑制に優先して取り組むとともに、資源化の推進と最終処分量の抑制を図るための 3 つの数値目標を設定します。

なお、目標値の設定にあたっては、国及び北海道の計画等（35 ページ参照）との比較を行うとともに、目標年度における本市の人口推計（34 ページ参照）に基づき、基準年度の各水準やごみ処理施設の整備状況を勘案しています。

○ 発生抑制の目標値

令和 12 年度における 1 人 1 日当たりのごみ総排出量を 853 g 以下とします。

○ 資源化の目標値

令和 12 年度における資源化率（リサイクル率）を 30% 以上とします。

○○ 最終処分の目標値

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の最終処分量を 30,000 m³ 以下とします。

基本方針 4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】

4-1) 適正で効率的なごみ収集運搬体制の検討（令和2年10月 先行実施）

これまで月曜日から土曜日に行っていた「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物・危険ごみ」の収集業務について、収集業務における労働環境の改善を図るとともに、今後の担い手の確保に向けて、土曜日収集を廃止して週休2日制を導入しました。

また、快適な生活環境を保全するため、農村地区の「燃やせるごみ」の収集を、これまでの週1回から週2回に増やしました。

このほか、引っ越し時期などの繁忙期に暫定的に行っていた「燃やせないごみ」の臨時収集については、ごみ量の減少を踏まえ、収集の効率化の観点から廃止しました。

4-2) 適正なごみ処理手数料の検討

ごみ処理手数料については、前計画に基づき、市全体の「使用料・手数料の見直し」に合わせて「指定ごみ袋」を除く手数料を改定しました。

今後の見直しについては、引き続き市全体の見直しに合わせて手数料改定の検討を行うことを基本として、ごみ処理を適正、かつ、安定的に行っていくための費用負担やごみ排出抑制の観点を踏まえ、「指定ごみ袋」についても、必要に応じて見直しを検討します。

4-3) 安全な環境クリーンセンター直接搬入方法の検討

環境クリーンセンターの直接搬入方法については、他自治体の受入体制を参考にするなど、市民や事業者の不利益にならないよう検討し、安心・安全・安定的な受入体制を維持するとともに、受入業務に従事する職員の更なる労働環境の適正な運用を図っていきます。

また、近年、環境クリーンセンターにおいて自己搬入が著しく増加しており、計量棟やプラットホーム構内は、搬入車両により混雑している状況にあるため、引き続き利用者への搬入に関する周知・啓発を進めるとともに、混雑緩和に向けた手法を検討していきます。

4-4) 資源物収集品目等拡大の検討

資源物収集品目等の拡大は、リサイクルを推進する上で重要な取り組みですが、分別収集に伴う収集運搬や処理費用の増加など、経済的側面の課題が予想されるほか、排出抑制とのバランスが大切です。

このため、市民アンケートの結果（26ページ参照）を踏まえ、総合的な視点に立って、資源物収集品目等の拡大について検討していきます。